

令和 4 年度三田市における障害者差別事案等の状況について（報告）

1. 障害を理由とする差別または差別が疑われる事案

対応件数 6 件

内訳) 福祉サービスの利用等に関する支援 5 件

家族関係・人間関係に関する支援 1 件

【事案概要】

- ・就労継続 B 型事業所の職員から、仕事ができないから工賃は払いたくない等の発言を受ける。
→行政から事業所への聞き取りを行い、改善を求め後日、本人へ謝罪の連絡があった。本人のショックは大きかったため電話や訪問で本人、家族の話を書くなどのサポートを行い、本人が仕事として次のステップに進めるような事業所を就業支援センターと共に情報提供した中から、自らの意志で職業訓練校に通学することを決める。
- ・特別支援学校を卒業して間もない重度心身障害者が生活介護事業所から、定時のトイレ誘導を行っても成功が少ないことを理由にトイレ誘導を断られる。
→本人の排泄する力を奪う権利侵害であるとし事業所に改善を求める。本人や家族、関係機関を含めて協議し、トイレ誘導を行っても成功が少ないことについては支援学校時代の教諭が事業所で追指導を行った。事業所はトイレ誘導を再開した。
- ・生活介護の利用に関し、重度心身障害者が車椅子を使用しているため送迎車の手配ができないことを理由に利用時間を制限される。
→サービス提供時間を短縮しないよう配車の調整と人員確保を事業所に申し入れ、通常の利用時間で通所できるようになる。
- ・大学へ通う身体障害者に対し、学校まで送迎する運転手が障害者への差別的な発言を繰り返したことで心理的ダメージを受ける。大学生は運転手の発言を録音する。
→相談員から事業所管理者に苦情を申し立て運転手の交代と運転手への指導を申し入れる。管理者と運転手は大学生に謝罪する。
- ・感音性難聴と平衡感覚障害のある女性が行政窓口で聴覚に関する相談をしたが、職員に「こうして会話ができて聞こえていますよね？」と言われる。窓口でやりとりはできたが難聴や平衡感覚という見えにくいところで困っていることを分かってほしかったが理解してもらえなかった。
→窓口職員に改善を求める。

- ・地域住民の障害特性の理解不足に伴う偏見やうわさにより、近所の子どもが自分に対して石を投げる、暴言がある等の訴えがあった。
- 本人からは時々このような話が出てきており、過去の話なのか現在起こっていることなのか事実確認はできていない。本人は近所の小学校に電話して報告はしており、先生が現場に確認に来たが子どもには出会えなかった。

2. 障害者差別解消法第12条に基づく権限行使

案件なし

3. 障害者理解啓発事業

・障害者週間イベント事業

市役所ロビーでの福祉施設の紹介パネル展示や、総合福祉保健センターロビーでの障害者の作品展示

令和4年12月3日～12月9日

・障害のある人への配慮の好事例集作成

事例応募件数 1件 ※令和4年度改定済

・市広報誌、人権さんだ12月号での特集記事掲載

・知的障害・発達障害の理解啓発

手をつなぐ育成会・基幹相談支援センターを中心に、疑似体験等の理解啓発を実施
小・中・高校など5件実施

・地域住民・民生委員を対象とした障害の理解に関する講座 3件実施

・行政職員・福祉サービス事業所を対象とした障害者差別解消研修 5件実施

・社会資源マップづくり「wheelogさんだ」

障害者だけでなく高齢者もベビーカーを押す人も誰もが外出しやすい街を目指して「Wheelog」というスマホアプリを活用して市内のバリアフリー情報を入力して活用してもらうため車いすユーザー、市内学生、行政、福祉事業所職員、市民らが協力して街歩きを行った。

・食のイベント実施

～家族みんなで外食ができる選択を「嚥下障害」があっても食事を楽しもう～

重度障害のある当事者や家族は外食できる場所がない、きざみ食やミキサー食に対応できる、車椅子でも入れる店が市内で増えていくことを願い、市民や飲食店向けに食のイベントを実施。当事者家族、市内外飲食店経営者、福祉関係者、大学生、行政職員等47名参加。